

# 公共嘱託登記土地家屋調査士協会への期待

法務省民事局長  
寺田 逸郎

公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記に必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、その適正・迅速な処理に寄与し、公共事業の円滑迅速な実現に資することを目的として設立された公益法人（社団法人）です。

この公共嘱託登記の制度は、昭和60年の土地家屋調査士法の一部改正により、法制度として位置づけられ、官公署等から受託する公共嘱託登記についての責任体制を明確にするもので、これにあわせて、協会の組織の充実、強化が図られました。昭和61年までに全国各都道府県に50の公共嘱託登記土地家屋調査士協会が設立され、以後それぞれ活発な活動を展開し、ねらいどおり公共事業の実現に大いに役立つ成果を着実に挙げつつあります。

今後も公共嘱託登記の制度が、各協会の御努力と官公署等の御理解により、実務の世界に根を広げ、ますます発展されることを期待してやみません。

## 協会の目的

さまざまな公共事業は、すべて国民の生活の向上を願って計画され、推進されていますが、計画の立案から事業完了までには、数多くの作業工程があります。そして不動産登記もそれらの重要なポイントの一つです。

近年、国民の権利意識が高まってきたことも影響し、公共事業に伴う登記事件は複雑化してきており、そのため、官公署等における事務も複雑になっているといわれております。

社団法人である公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条の規定するところにより、「官庁、公署、その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的」とする公益法人として設立された組織であります。このような設立目的からいたしまして、官公署等の嘱託登記の適正処理につきましては、全面的にお手伝いをさせていただいております。